

る場合にあつては、一セットに
二百万円

乾燥施設、木材防腐処理施設又は
材製造施設で農林水産大臣が定め
準に適合するものを設置する場合
つては、当該施設の設置に要する
の額に百分の八十を乗じて得た額

に改め、同号を同表第七号とし、同表第九号を

同表第八号とし、同表第二項の表中、「(昭和二十六年法律第二百四十九号)」を削
り、同表第三項の表第一号(一)を削り、同表第三号中「八百二十万円」を「七百五十
万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第十一条第一項中「、高品質材生産資金、被害森林整備資金」を削る。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 所 印 刷 者

秋田株式会社 秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubarasatsus.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号 松原印刷社